

令和2年4月23日

保護者の皆様

仙台市教育委員会

緊急事態宣言に伴う児童生徒の学校への受け入れについて（お願い）

この度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、4月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域が拡大され、宮城県も対象地域とされ、宮城県において4月25日(土)から5月6日(水)までの期間に緊急事態措置を実施することとなり、その一つとして学校の休業要請が行われました。

本市におきましては、これまでも市立学校の臨時休業を行っているところですが、この間、保護者の方が仕事等により休めず、自宅等で一人で過ごす小学校1～4年生及び小中学校の特別支援学級に在籍するお子さんについては、学校で、通常の在校時間により居場所の確保を行うこととしてまいりました。しかしながら、今回の緊急事態措置を受け、できる限りお子さんの来校を控えていただき、ご自宅でお子さんと過ごしていただくことが望ましいと考えます。

つきましては、児童生徒の学校での受け入れに関して、令和2年4月27日(月)から5月6日(水)まで、勤務の調整やご家族・ご親族の協力等により児童生徒の学校への来校を、できる限り控えていただきますようお願い申し上げます。

なお、医療従事者等、社会の機能を維持するために就業を継続する必要がある場合、保護者の方が仕事を休むことが極めて困難な場合など、やむを得ない事情により、受け入れが必要な場合については、引き続き受け入れを行います。

保護者の皆様には、多大なご負担をお掛けいたしますが、趣旨をおくみ取りいただきまして、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

【担当】 仙台市教育局

総務企画部健康教育課 Tel：022-214-8882

学校教育部教育指導課 Tel：022-214-8875